

## 第2節 ライフプランセミナー

(主旨)

第 39 条 会員各々がより豊かで充実した人生を送るために有益な情報を提供する。

(対象者)

第 40 条 同一のセミナーについては、原則として一人1回限りとする。

(参加申込)

第 41 条 ライフプランセミナー申込書(様式第11号)により理事長に申し込む。

(実施方)

第 42 条 具体的な実施方については、共済会会報等に掲載する。